

平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

～ 産科医療補償制度の対象外分娩に係る

出産育児一時金の支給額の改定について ～

1 改正の要旨

健康保険法施行令の一部改正にあわせて、平塚市国民健康保険条例第5条に規定する産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を「39万円」から「40万4,000円」に改定するものです。

出産育児一時金の支給額

| | 産科医療補償制度の対象外分娩 | 産科医療補償制度の対象分娩 |
|-----|----------------|---------------|
| 現 行 | 39万円 | 42万円 |
| 改正後 | 40万4,000円 | 42万円 |

※ 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設され、平成21年1月1日施行されました。

2 改正の理由

平成26年7月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課の事務連絡にて、産科医療補償制度の見直しに伴う平成27年1月1日以降の出産育児一時金について、同制度の対象外分娩の場合は39万円から40万4,000円に改定し、同制度の対象分娩の場合は42万円を維持する旨の通知がありました。

健康保険法の対象となる全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽや健康保険組合等の出産育児一時金につきましては、同制度の対象外分娩の場合、39万円から40万4,000円に引き上げる同法施行令の改正が予定されています。しかし、国民健康保険では、出産育児一時金について国民健康保険法第58条第1項の規定により条例で定めることになっていきますので、同様の改定を行うため平塚市国民健康保険条例の関連する規定を整備するものです。

3 施行日

平成27年1月1日

4 新旧対照表等

別紙のとおり

平塚市国民健康保険条例の一部改正に伴う新旧対照表

—— 改正部分

| 現 行 | 改 正 案 | 改正要旨 |
|---|--|--|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、42万円を支給する。</p> <p>2 省略</p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、42万円を支給する。</p> <p>2 省略</p> | <p>健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度の対象とならない分娩に係る出産育児一時金の支給額を改定する。</p> |



事務連絡
平成26年7月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

出産育児一時金等の見直しに伴う関係政令等の改正内容について

産科医療補償制度及び出産育児一時金については、平成26年4月21日の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、また平成26年7月7日の同部会において、出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されました。

これに基づき、今後、厚生労働省においては、健康保険法施行令（大正15年勅令243号（以下「健保令」という。））等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例（以下「国保条例参考例」という。）及び国民健康保険組合規約例（以下「国保組合規約例」という。）の一部を改正する予定ですが、あらかじめ、その改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、貴管下保険者及び関係団体等への周知等につき、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この事務連絡については、厚生労働省保険局保険課と協議済みである旨を申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の金額を見直すものであること。

第2 改正の内容

1 健保令の改正関係

(1) 出産育児一時金の金額の見直し（健保令第36条関係）

出産育児一時金の支給について、健康保険法（大正11年法律第70号）第101条の政令で定める金額として健保令第36条に規定する「39万円」を「40.4万円」とすること。

なお、同条において、産科医療補償制度に加入する場合に、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算することとする規定自体は、見直さないこと（ただし、「保険者が定める金額」については、(2)のとおりとすること）。

- (2) 健保令第36条に規定する「保険者が定める金額」の見直し（「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」について」（平成20年12月5日付け保保発第1205001号厚生労働省保険課長通知関係））

健保令第36条に規定する「保険者が定める金額」については、産科医療補償制度における掛金が「3万円」から「1.6万円」に引き下げられることとなったため、「1.6万円」を基準とすること。

2 国保条例参考例及び国保組合同約例の改正関係

- (1) 出産育児一時金の金額の見直し

1 (1) を踏まえ、出産育児一時金の支給について、国保条例参考例第8条及び国保組合同約例第11条に規定する「39万円（何円）」を「40.4万円（何円）」とすること。

- (2) 国保条例参考例第8条及び国保組合同約例第11条に規定する加算額について

1 (2) を踏まえ、国保条例参考例第8条及び国保組合同約例第11条に規定する、健保令第36条の規定を勘案して必要があると認めるときに加算することとされている額については、「1.6万円」を基準とすること。

第3 施行期日

平成27年1月1日とすること。